

今後のICT分野における国民の権利保障等の 在り方を考えるフォーラム (第4回)ヒアリング資料

2010年3月29日

特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟

事務局次長 長田三紀

消費者基本法における消費者の権利

- ①国民の消費生活における基本的需要の保障
- ②健全な生活環境の確保
- ③消費者の安全の確保
- ④自主的かつ合理的な選択の機会の確保
- ⑤必要な情報の提供
- ⑥教育の機会の提供
- ⑦消費者の意見の反映
- ⑧適切かつ迅速な被害の救済

放送分野における報道・表現の自由を守る取り組み

- 報道の自由への国や地方自治体など行政機関の介入は認められません。
- たとえ表現の自由を守る為であってもやはり行政機関の介在は認めるべきではありません。
- 報道の自由、表現の自由を守るのは、希少な電波の使用を認められた「放送局の責務」です。
- 現在ある放送倫理・番組向上機構(BPO)という仕組みを活かして、私たちは報道・表現の自由を守っていくことが適切だと考えます。
- しかし、私たちは現在の放送に満足できているわけではありません。
- 視聴率の低迷は、視聴者の声なき抵抗であると考えべきです。
- まずできることは、BPOの存在をもっと視聴者・国民に知らせることではないでしょうか。
- BPOが元気に役割を果たせるように環境整備をすすめることが、国の責務だと考えます。

現在の放送倫理・番組向上機構（BPO）や放送局の取り組みについて

- 放送倫理・番組向上機構（BPO）の活動は、まだまだ国民に知られていないのではないのでしょうか。
- 毎月たくさんの意見が寄せられていますが、それらがどのように処理され、いかされているのかがHP上ではわかりませんでした。
- 前回のヒアリングでテレビ朝日の取り組みが紹介されましたが、テレビ朝日のHPでもお問い合わせのコーナーはトップページの一番下、会社案内の枠内に見つけられましたが、「ご意見をお寄せください」というニュアンスとは少し違って感じられ、視聴者がそこをクリックする意欲がわくかどうか疑問です。（他の放送局のHPでも同様）
- 加えて、意見を出してそれがどのように扱われるのかがここでもよくわかりませんでした。（他の放送局のHPでも同様）
- 放送局側からの「皆さんの意見を番組にいかしていきたい」と真摯に思っているというメッセージが必要ではないのでしょうか。
- それが明確になってこそ、建設的な意見が寄せられることになるのではないのでしょうか。
- 視聴者からの暖かく、しかし批判の精神を忘れない率直な声が寄せられることこそが、報道や表現の自由を侵そうとする権威に対する一番の「砦」とであると、私は考えます。

通信の分野における報道・表現の自由について

- 2008年6月の「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」成立をめぐって、様々な議論をしてきました。
- 国の表現の自由・通信の秘密への関与を不要とするために第三者機関を設立し、安心できるインターネット環境の提供のために力を尽くしています。
- 加えて、2008年10月「安心ネットづくり促進協議会」が設立され、民間の努力が続いています。
- 本来国の役割はこれらの民間の努力に対し、環境整備をすることではないでしょうか。(法第3条基本理念、第7条連携協力体制の整備、第30条)
- しかし、各地方自治体の条例改正で、表現の自由・通信の秘密を侵すのではないかと危惧される条例改正が検討されている現状は、たいへんに残念です。